

ジンバブエにおける新型コロナウイルス発生確認状況と入国規制等について（5月8日）

1. ジンバブエでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生（確認）状況

（ジンバブエ政府の最終広報日：5月7日）

■感染者累計確認数 34人

（うち死者数 4人）

2. ジンバブエ国における出入国制限について

3月23日夜、ムナンガグワ大統領は、国境措置として貨物の移動を除き不要不急(non-essential)の人の移動（出国・入国とも）を禁じ、また、ジンバブエ国民による帰国の場合を除き当国への出入国に関して国境を閉鎖する（will close all borders）と発表しました。

◆各空港及び国境の状況は次のとおりです。（5月8日現在）

（1）空港

ア 入国

下記の方は入国が許可されます。

- ・ジンバブエ国籍を持つ方
- ・ジンバブエでの有効な居住許可を取得している方

イ 出国

各空港において発着便がある場合で、かつ目的地が日本人の受け入れを拒否していない場合は出国ができます。

（2）国境（陸路）

ア 入国

下記の方又車両は入国が許可されます。

- ・ジンバブエ国籍を持つ方
- ・ジンバブエでの有効な居住許可を取得している方
- ・貨物車両

イ 出国

下記の方又車両は入国が許可されます。

- ・ 出国先で受け入れが認められている場合は出国ができます。
- ・ 貨物車両

今後、この運用は流動的に変更される可能性があります。

当国を訪問される予定のある方や当国に滞在されている方は、今後、これらの情報にご注意下さい。

3. 入国後の措置

入国後は、生活物資を運搬するトラックの運転手等特別な例を除き、21日間指定された施設で隔離されます。

4. 参考リンク

(1) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 外務省：海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(3) 当国保健育児省ホームページ

<http://www.mohcc.gov.zw/>